

本市の対応方針

大阪府は10月21日に本部会議を開催し、10月25日から11月30日までの府民等への要請を決定しました。

これを受け、本市の新型コロナウイルス関連肺炎対策本部の方針を下記のとおりとする。

記

府民等への要請

※大阪府の資料2-1参照

区域 大阪府全域

期間 10月25日～11月30日(ただし、今後の感染状況に応じて要請内容を判断)

1. 市民への呼びかけ (特措法第24条第9項に基づく)

・感染防止対策(3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等)の徹底

・会食を行う際は、4ルールに留意すること

・同一テーブル4人以内※1

・2時間程度以内での飲食

・ゴールドステッカー認証店舗を推奨

・マスク会食※2の徹底

※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない

※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない

・ハロウィン等の主催者がいない集まりへの参加を控えること

★大学等へのお願い (特措法第24条第9項に基づく)

○学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること

・クラスター発生のリスクがある部活動(特に、合宿や練習試合)

・多人数が接触する活動及び前後の会食

・旅行や自宅、友人宅での飲み会

○学生に対し、ハロウィン等の主催者がいない集まりへの参加は、控えるよう徹底すること

○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること

★経済界へのお願い (特措法第24条第9項に基づく)

○在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること

○休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること

○業種別ガイドラインを遵守すること

2. イベントの開催について(市主催(共催)のイベントを含む) (特措法第24条第9項に基づく)

●主催者に対し、以下の開催制限を要請

収容率※1		人数上限※1
大声なし※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	大声あり※2 ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演（キャラクターショー等）、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	【10月25日～10月31日】 5,000人又は収容定員50%以内（≤10,000人）のいずれか大きい方
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内※3 (席がない場合は十分な間隔)	【11月1日～11月30日】 5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方
<p>※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要） 収容定員が設定されていない場合は、十分な人ととの距離（1m）を確保できること</p> <p>※2 イベントは例示であり、実際のイベントがいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する。飲食を伴うイベントは「大声あり」と同じ取扱いとするが、発声のない場合（映画館等）は「大声なし」と扱う</p> <p>※3 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。 すなわち、収容率は50%を超える場合がある。</p> <p>※4 飲食提供は、業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする。</p> <p>(イベントを開催する場合の要請内容) ◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底 ◆ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件（収容率等）などについて、大阪府に事前に相談すること</p>		

3. 施設について(市有施設を含む)

★飲食店等への要請 (特措法第24条第9項に基づく)

施 設	要請内容	
	ゴールドステッカー認証店舗 (7ページ参照)	その他の店舗
【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	○同一テーブル4人以内※ (5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること)	○同一グループ・同一テーブル4人以内※ (5人以上の入店案内は控えること)

【結婚式場】

同一テーブル4人以内※（出席者が5人以上の場合、テーブルを2つ以上に分けること）

※ 同居家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない

【全ての飲食店等への要請】

- 利用者に対し、2時間程度以内での利用、マスク会食の徹底を求める
- カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること

★飲食店以外への要請 (法に基づかない働きかけ)

施設の種類	内 訳	要請内容 (1000m ² 超の施設)
商業施設	大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）	
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	○ 適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	○ 感染防止対策の徹底
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	

★飲食店以外への要請 (特措法第24条第9項に基づく)

施設の種類	内訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	【人数上限・収容率】 イベントの開催制限と同じ 【その他】(法に基づかない働きかけ) ○ 適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施 ○ 感染防止対策の徹底
遊興施設	ライブハウス※	
集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館 (集会の用に供する部分に限る)	
運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館、美術館 等	

※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請

★本市公共施設では

公共施設の開館時間等は通常どおりとし、収容率についてはイベントの開催制限と同じとするとともに、適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施を行い、利用者の密を避け、換気の確保等、感染防止対策を徹底する。

4. 市立学校の対応について

※大阪府の資料2-2参照

10月25日以降、市立学校におけるこれまでの教育活動の制限は行わないこととし、具体的には次のとおりとする。

〈授業について〉

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態を継続

〈修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事〉

- ・感染防止対策を徹底したうえで実施

〈学校行事〉

- ・来場者(保護者等)も含めて感染防止対策を徹底したうえで実施

〈部活動について〉

- ・感染防止対策を徹底したうえで実施

- ・部活動前後での生徒どうしによる飲食を控えるとともに、更衣時に身体的距離を確保するよう指導

5. 事業やイベントの開催の可否や延期などについて

事業の必要性を再考し、縮小や延期を検討すること。また、実施する場合は、適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)を行い、参加者の密を避ける、換気の確保、感染防止(マスク・消毒・検温)等を徹底すること。

6. 職場体制について

- ・職員及び来庁者の感染予防対策を強化すること。
- ・窓口対応から電話やメール又は郵送等への切り替えができるものについては、切り替えを行い、可能な限り対面での接触を減らす工夫をすること。
- ・会議などのあり方を再検討し、対面による会議は、中止または延期し、電話や FAX、メール等を利用する他、積極的に WEB 会議システムを利用するなどの措置を講じる。
- ・河内長野市職員の早出遅出勤務に関する規則に基づき、公共交通機関を利用する職員の時差出勤を実施する。また、自転車通勤も推奨する。
- ・テレワークや年次休暇取得による、出勤者数を低減する。

7. 職員への周知について

・会食を行う際は、4ルールに留意すること

- ・同一テーブル4人以内※1
- ・2時間程度以内での飲食
- ・ゴールドステッカー認証店舗を推奨
- ・マスク会食※2の徹底

※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない

※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない

・ハロウィン等の主催者がいない集まりへの参加を控えること

- ・少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること
- ・休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- ・出勤前の検温の徹底
- ・マスクの徹底
- ・手洗い及び消毒の徹底
- ・人と人との距離(1~2m)をあける
- ・執務室及び会議室の換気を徹底する

8. 新型コロナウイルス予防啓発を引き続き積極的に行う。

9. 国・大阪府より対応方針に関し要請があった場合は、これを尊重する。

10. 国により終息などが発表された等の場合は、この対処方針を適宜見直す。